

## 神戸地区青色回転灯設置費等補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、青色回転灯の設置を行う自治会に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱に定める用語の定義は次のとおりとする。

(1) 青色回転灯は地域防犯に寄与するために自治会が設置する機器であり、当該自治会により維持管理されるものをいう。

(2) 設置費 青色回転灯を新たに設置するために要する費用をいう。

(補助金の対象)

**第3条** 補助金の交付対象者は、各地区自治会長（区長）（以下「申請者」という。）とする。

2 補助の対象となる青色回転灯は、各地区自治会（区）につき単年度あたり2基を限度とする。

(補助金の額)

**第4条** 青色回転灯設置費等補助金は、設置費の2分の1以内とし、10,000円を限度とする。

2 前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

**第5条** 申請者は、神戸地区青色回転灯設置費等補助金交付申請書（[様式第1号](#)）に、次の書類を添えて神戸地区住民自治協議会会長に申請しなければならない。

(1) 位置図

(2) カタログ等、販売価格が明示されているもの

(補助金の交付決定)

**第6条** 会長は、前条の申請に基づき、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の額を決定し申請者に通知するものとする。

(実績報告)

**第7条** 申請者は、事業完了後速やかに青色回転灯設置費等補助事業実績報告書（[様式第2号](#)）に次の書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 完成後の写真

(3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

**第8条** 会長は、前条に規定する報告を受けたときは、当該書類の審査及び現地調査等により、補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するか否かを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

**第9条** 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

(補助金の返還)

**第10条** 会長は、虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金を返還させることができる。

(補則)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めると。

## 附 則

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

この要綱は、令和2年4月18日から改正施行する。